



長野県報

10月4日(木)
平成19年
(2007年)
第1903号

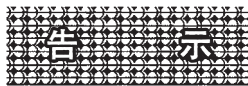
目次

告示

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)の一部改正(健康づくり支援課)	1
解除予定保安林(森林整備課)	1
都市計画事業の認可(都市計画課)	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき聴取した意見の縦覧(産業政策課)	2
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	3
砂利採取業務主任者試験(河川課)	3
土地改良事業の施行の同意(農地整備課)	3
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	3
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)	4
一般競争入札(県立病院課)	4
特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課)	4
警備業法に基づく検定(生活安全企画課)	5
正誤(情報公開・法務課)	6



告示

長野県告示第513号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から適用します。

平成19年10月4日

長野県知事 村井 仁

第2中「第21条の9の2」を「第21条の5」に改める。

第3第4項第1号を次のように改める。

(1) 診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)又は保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額

第5第3号中「」に「」を「以下同じ。」に改める。

第7に次の1号を加える。

(4) 研究利用についての同意書

第19を第20に、第18を第19に、第17を第18に、第16を第17に改め、

第15の次に次のように加える。

(長野県内へ転入した受給者の受診券の交付申請)

第16 他の地方公共団体においてこの要綱に相当する制度により治療研究の対象者であった者が長野県内に転入し、本県において受診券の交付を受けようとするときは、小児慢性特定疾患治療研究認定申請書に住民票及び他の地方公共団体において交付されていた受診券に相当するものの写しを添付して知事に提出するものとする。

健康づくり支援課

長野県告示第514号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年10月4日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

木曾郡大桑村大字須原486の3・491の2・493の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第515号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年10月4日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画駐車場事業

7号 松本駅アルプス口(西口)自転車駐車場

3 事業施行期間

平成19年10月4日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

松本市深志1丁目及び巾上地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月4日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くりっく・わん

3 代表者の氏名

濱 善 夫

4 主たる事務所の所在地

諏訪郡下諏訪町6158番地9

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪地域住民を対象に、パーソナルコンピュータやインターネットを利用するためのIT関連事業を行い、地域住民の生き甲斐作り、地域の活性化を推進することによって情報時代に即応したコミュニティ作りに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成19年10月4日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

軽井沢・プリンスショッピングプラザ・イースト

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社プリンスホテル

東京都豊島区南池袋1-16-15

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成19年5月31日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により軽井沢町から聴取した意見

必要に応じ駐車場経路の変更・臨時駐車場の確保その他の対策を講じ、公道における入庫待ち行列による交通渋滞を発生させないよう最大の注意を払うこと。

(理由)

夏期等に来客数が大幅に増加するなどの本地域の特性に応じた臨機の対応が必要とされるため。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県佐久地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間